

令和6年度 個人住民税検討会報告書

令和7年3月

総務省自治税務局市町村税課

令和6年度個人住民税検討会構成員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
お 小	ばた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
か 加	とう 藤	まさ 正	とし 敏	日本商工会議所理事・産業政策第一部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
こ 小	にし 西	あん 杏	な 奈	専修大学経済学部准教授	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	同志社大学大学院司法研究科教授	
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
しば 柴	た 田	たか 隆	ゆき 之	横浜市財政局主税部税務課長	
すえ 末	よし 吉	もと 幹	ひさ 久	日本税理士会連合会調査研究部長	
すず 鈴	き 木	きよし 清	地方税共同機構審議役兼事務局長		
とき 鴫	た 田	きよし 聖	松戸市財務部審議監兼税制課長		
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授	
ふじ 藤	はら 原	とし 敏	ゆき 行	兵庫県猪名川町企画総務部税務課長	

検討経過

令和6年 7月30日 第1回

- ・個人住民税における現年課税化について

8月26日 第2回

- ・個人住民税における現年課税化について
ー各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況※

10月29日 第3回

- ・個人住民税における現年課税化について

※ 構成員からの発表があったもの

目 次

個人住民税の現年課税化について	1
1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	3
2 本検討会における議論	12
3 今後の検討について	15

(参考)

個人住民税の現年課税化に関する資料	17
-----------------------------	----

個人住民税の 現年課税化について

個人住民税の現年課税化について

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、所得税（国税）と個人住民税（地方税）がそれぞれ課税されることとなっているが、所得税は所得が発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年度課税」であるのに対して、個人住民税は前年中の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」とされている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者、企業及び地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

また、近年では、働き方の多様化が進んでおり、パート、アルバイト、契約社員等の非正規雇用者も増加していることに加え、正規雇用者においても、企業における兼業や副業を解禁する動きの拡大によって、複数の支払者から給与等を受取る者が増えている上、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う働き方も出てきているなど、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

この他、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができないという課題も指摘されており、このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、個人住民税の現年課税化について検討を求める意見が出されている。

現年課税化の意義

個人住民税を現年所得課税とすることの意義については、以下のような点が挙げられる。

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることで、前年より所得が減少した者の負担感が減少する(働き方の多様化なども念頭)。
※ ただし、退職所得、利子、一定の上場株式等の配当や源泉徴収口座内譲渡所得等については、個人住民税においても現年課税が行われている。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。

※ 政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月・抄）

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生
の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税
負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用
する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引
き続き検討することが適当である。

個人住民税を前年所得課税としている理由

所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい一方、

- 所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。このため、個人住民税において、所得税の課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られる
- 給与支払者(特別徴収義務者)においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる

ことから、個人住民税については、前年所得に対し課税する仕組みとしてきたものと考えられる。

(2) これまでの議論

個人住民税の現年課税化の検討については、「長期税制のあり方についての答申(昭和43年7月政府税制調査会)」において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である」とされている。

また、平成17年6月に政府税制調査会がまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである」とされている。

その後も、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する」(第7条第2号ニ(3))とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

このような状況のもと、個人住民税検討会においては、これまで所得税方

式・市町村精算方式等の申告・納税のあり方、納税義務者・特別徴収義務者・地方団体における事務負担のあり方、切替年度における税負担のあり方等についての検討が行われており、例えば、特別徴収義務者である企業等における課題として、

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。(年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に被雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。)
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。
(企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。)
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

また、課税庁である市町村における課題として、

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)市町村において追徴・還付事務が発生。

納税義務者における課題として、

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。(※1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生日を調整することが可能な所得(例：有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかなどの課題が生じる。)

などが指摘されてきた。

令和5年度の個人住民税検討会報告書においては「これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。」とのとりまとめがされているところである。

(3) 上記課題と関連した各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況

以上を踏まえ、令和6年度の検討会においては、各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況を小畑構成員、加藤構成員から説明いただいた。

(現年課税の必要性について)

- ・ いくつかの加盟企業に意見を聞いてみたところ、現行の仕組みで致命的な問題が生じていない中で、あえて現年課税化する必要はないとの意見がほ

とんどであった。

- 全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかが不明である。
- 過去の個人住民税検討会報告書において現年課税化の目的が記載されているが現年課税化によりメリットを享受する納税者は限定的であり、ニーズは少ないと推察される。
- もし、現年課税にするのであれば、なぜ現年課税化が必要なのか、納税者や企業の納得を得るよう、丁寧に説明する必要がある。

(バックオフィス体制の現状)

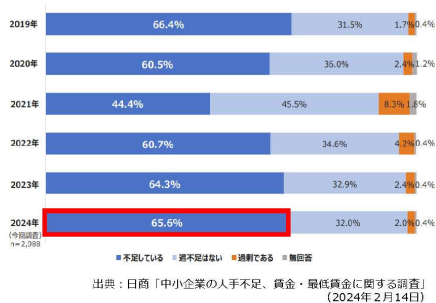
- 所得税の源泉徴収が既に相当のコストになっている。
- 中小企業においては、3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況。
- 7割を超える中小企業が1人でバックオフィス業務を行っており、中小企業の6割以上において専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者などが経理業務を担当している。
- 中小企業の約8割が電子申告(e-Tax)を利用しているが、事業規模の小さい企業においては、約4割が手作業で日々の経理事務を行っており、電子申告を利用していることをもって業務の電子化が進んでいるとは言い切れない。
- 国が制度を変えるたびにシステム変更や新システムの導入を強いられている。小規模零細企業にとってはシステム導入費用をペイできる見込みがないため制度変更の負担は大きい。
- バックオフィス業務のデジタル化がすべての人に合っているとは言えず、自由に選択できる幅が必要である。
- 慢性的な人手不足の中で、企業としてはバックオフィス業務に人的資源を割く余裕はなく、バックオフィス体制はなるべく削除する方向にある。

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

②

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況（図1）
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている（図2）
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い（図3）

【図1：人手不足の現状】

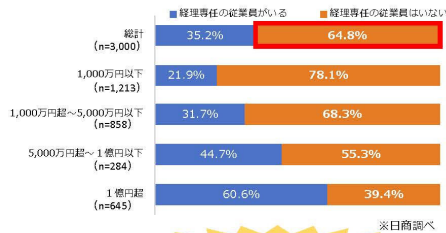


経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】 (n=3,000)



【図3：経理専任従業員の有無】



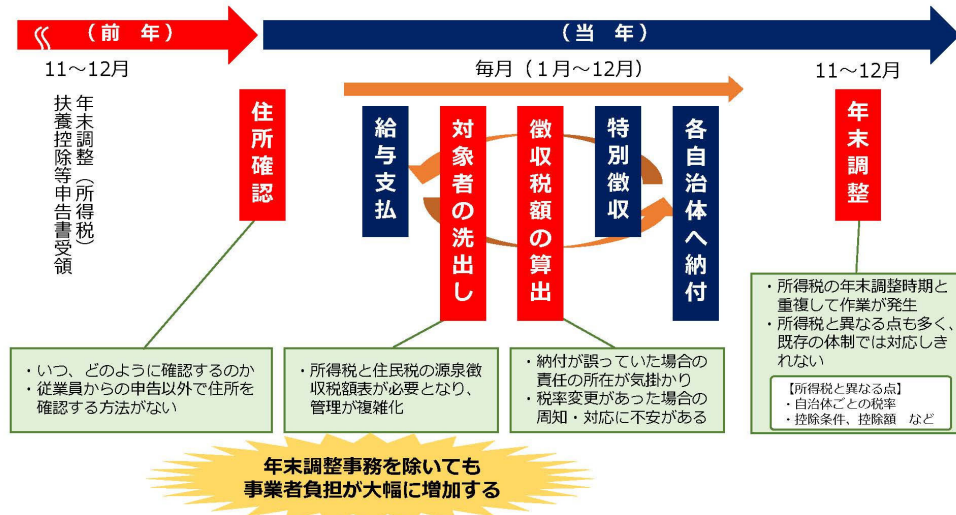
バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

(現年課税した場合の企業の実務負担について)

- ・ 企業が自ら税額の計算を行う必要が出てくる（現行制度では自治体が計算し、企業に通知した税額を徴収すればよい）。
- ・ 納税団体（従業員の1／1住所地）の確定を企業が行う必要がある（現行制度では1／1住所地の最終的な確認は自治体が行っている）。
- ・ 超過課税など自治体独自の課税が行われているケースがあり、それらを加味して源泉徴収することは困難である。
- ・ 所得税と同一フローにしたとしても納付先が異なることや控除内容の違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない。
- ・ 所得税と個人住民税の源泉徴収税額票が必要になるため管理が複雑化してしまう。
- ・ 所得税の年末調整時期と重複して住民税の年末調整を行う必要があり、事務負担が大幅に増加する。
- ・ 自治体ごとの税率、控除条件、控除額など所得税と異なる点が大きく、既存の体制では対応しきれない。
- ・ 納付が誤っていた場合の責任の所在が気になりである。

3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担（所得税方式の場合）④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



（個人住民税の現年課税化に係る事業者の声）

- ・ 労働集約型の産業においては、従業員の出入りが激しく、現状でも扶養控除等申告書の未提出・誤記が頻発している中において、1月1日時点の全従業員の住所を正確に把握することは困難である。
- ・ 300以上の自治体に給与支払報告書を紙媒体で提出しているが、各自治体の仕様が異なることで、多くの負担が強いられており、現年課税化の前にまずは仕様を統一してほしい。
- ・ これ以上バックオフィスの事務負担が増加するとなると、スタッフの増員を検討せざるを得ないが、その人員を営業活動に充てることができれば、収益が増加し、国全体としても納税額が増えるのではないかと。

（まとめ）

- ・ 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる企業・自治体双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更である。
- ・ 現状の仕組みのままで現年課税化には反対と言わざるを得ない。
- ・ 現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である。
- ・ どうしても現年課税を行うのであれば、住民税を所得税の付加税にすることも考えるべきではないかと。

6. 商工会議所の考え方

⑦

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままでの個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和6年度税制改正に関する意見」（2023年9月）抄

●事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。（略）現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。（略）個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

●地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること（以下、略）

個人住民税の現年課税化に対する経団連の受け止め

- いくつかの加盟企業に意見を聞いてみたところ、現行の仕組みで致命的な問題が生じていない中で、あえて現年課税化する必要はないとの意見がほとんどであった。
- なぜ現年課税化が必要なのか、納税者や企業の納得を得るよう、丁寧に説明する必要がある。
- 現年課税方式とした場合、以下のとおり企業の実務負担の著しい増加が予想される。
 - (1) 企業が自ら税額の計算を行う必要がある（現行制度では自治体が計算し、企業に通知した税額を徴収すればよい）。
 - (2) 納税団体（従業員の1／1住所地）の確定を企業が行う必要がある（現行制度では1／1住所地の最終的な確認は自治体が行っている）。
- 超過課税など自治体独自の課税が行われているケースがあり、それらを加味して源泉徴収することは困難。
- どうしても現年課税を行うのであれば、住民税を所得税の付加税とすることも考えられないか。

(4) 所得税方式と市町村精算方式において

小畑構成員や加藤構成員の説明を踏まえ、個人住民税を現年課税する場合の主な論点について議論を行った。

(企業側の主な論点)

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を算定する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。

＜所得税方式の場合＞

- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。＜所得税方式の場合＞

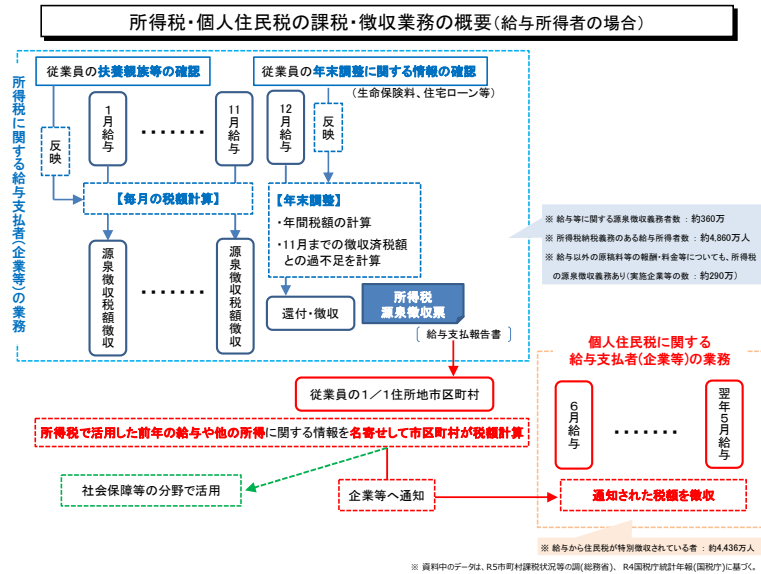
(市町村側の主な論点)

- ・ 現行制度下での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応にとどまるが、企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞は、年税額と源泉住民税額との差が生じるため、市町村において大量の追徴・還付事務が発生（還付先口座の把握等を含む）。
- ・ 住民税年間税額の算定は、現行の前年所得課税と同じ業務フローとなることを想定すると、還付等は翌年6月以降になると考えられる。所得税の年末調整による還付が年内12月であることと比べて、「遅い」との批判を招く可能性。＜市町村精算方式の場合＞

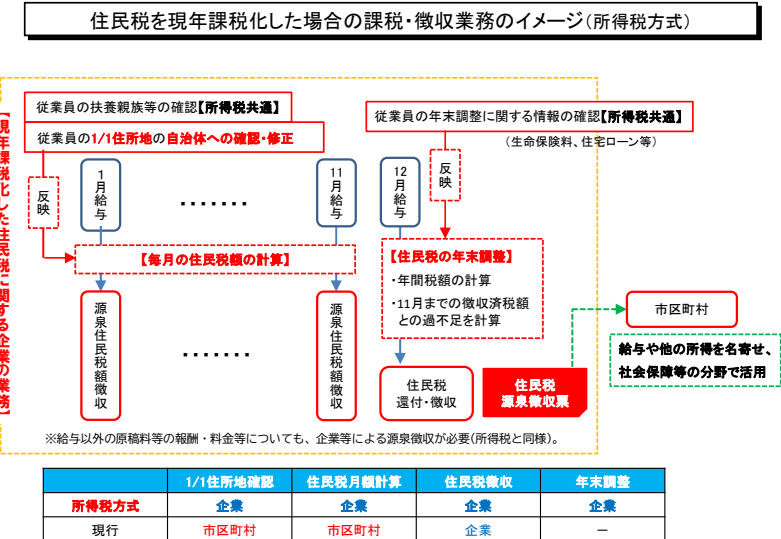
(納税義務者側の主な論点)

- ・ 現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要。
 - ※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。
 - ※2 所得税においては、賦課課税方式（前年所得課税）をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

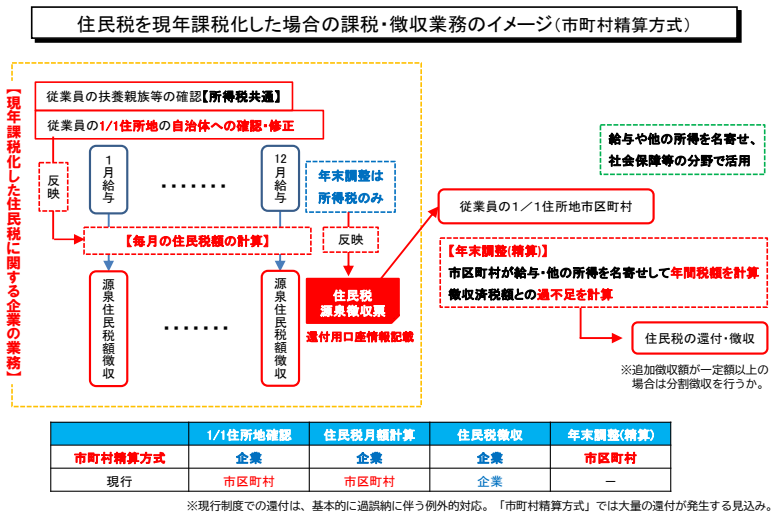
【参考1】現状の所得税・個人住民税の課税・徴収業務



【参考2】所得税方式のイメージ



【参考3】市町村精算方式のイメージ



2 本検討会における議論

本検討会では、各構成員から以下のような意見があった。

(現年課税化の意義)

- ・ 現行制度(前年所得課税)は事務負担の面で考えると、非常に良くできた制度。一方、現年課税化により、所得の発生と納税のタイミングを近づけることは良いが、事務負担の面でハードルが高いか。
- ・ 現年課税化の結果、企業と自治体の双方に(実務的にも)メリットが出るような方向で制度設計する必要があるか。
- ・ 多様な人の動きがある中、現年課税化により公平性を担保できるのではないか。
- ・ 現年課税化の意義として、働き方の多様化を踏まえた公平性の観点や、外国人への課税の観点などが挙げられるか。

(現年課税化に係る課題)

<全般>

- ・ 個人住民税で用いる所得情報は、福祉の給付、介護保険料、高額療養費など、他の分野でも使用される。そのため、現年課税化した場合も、どこかの時点で所得を確定させ、市町村の事務に使用できる状態とする必要がある。また、個人住民税のみを現年課税化する場合、国民保険料や介護保険料等については、現行どおり、前年所得課税のまま保険料を賦課していくのかという点も考える必要があるか。
- ・ eLTAX 上でまとめて申告納付できる仕組みはあるが、現年課税化に当たって、事務の簡素化の観点で「ワンストップ」で完結するような仕組みとなれば良いが、難しいか。
- ・ 今後 eLTAX がさらに進んだ場合、残る課題はどのようなものとなるか。
- ・ 個人住民税の現年課税化については、地方税である特質を残しつつ、所得税と合わせて簡素化していく方向で考えるべきでないか。
- ・ 企業等の事務負担を軽減する観点から、給与支払報告書の総括表や特別徴収税額通知書の様式を統一すべきでないか。
- ・ 地方税法第 294 条に基づき、住民票のあるところ又は居所で課税するため、引き続き居所の把握が必要となるケースがある。そうした点も課題となるか。
- ・ 現年課税の場合、その年の 1 月 1 日の地方団体が課税することになると思うが、その年中に納税義務者がその地方団体からいなくなった場合、追えるのか。
- ・ 大量の還付が予想されるが、過誤納金は未納の税額等がある場合、充当する必要がある、未納の固定資産税との突合作業など、自治体にとって大きな負担が生じるのではないかと考えている。

<所得税方式・市町村精算方式に関して>

- ・ 所得税方式や市町村精算方式を導入した場合、どの程度負担になるかというのを、具体的に確認していく必要がある。市町村の負担について、還付や追加納税等の負担増が想定されるが、その点についてもどの程度ボリュームがあるか（eLTAXを含め、システムによる対応可否についても確認していく必要）。
- ・ 所得税方式の場合、現状以上に企業に事務負担が生じることとなり、厳しいか。
- ・ 所得税方式の場合、自治体ごとに均等割の非課税限度額や標準税率が異なる中、企業側で負担なく精算が行えるか。
- ・ 市町村精算方式の場合、追徴に係る事務負担は重くなると考えられるため、基本的に、精算時は「還付」する形とすべきでないか。
- ・ 還付に当たって、マイナンバーを通じて公金受取口座の紐付け・把握を行うことが必要か。
- ・ 還付に際しては通知が必要。市町村精算方式の場合、自治体における還付事務は相当の負担となるのではないか。

<企業側の事務負担に関して>

- ・ 企業においては、既に所得税の源泉徴収が相当のコストとなっており、そのうえ多様な地方税の事務負担が重なることとなる。事業者側にもメリットが生じるように進めていく必要。
- ・ 年初における住所の把握を企業が行うことについて、大きな懸念がある。
- ・ 現年課税化に当たって、移行年の1月～5月分の徴収の取扱いをどうするか。また、移行に当たっては全ての自治体に足並みを揃えてもらう必要があるか。
- ・ 年末調整時に、自治体ごとに異なる税率等の情報をシステムに取り込んで計算するとなると厳しい。
- ・ 将来的には、(特別徴収を廃止し)マイナポータルに登録された公金受取口座を通じて自動引落しできるような形になれば、非常に簡素化されるのではないか。
- ・ 住民税の事務フローにおいては、事業者側もシステム化するというのもあるが、各自治体の書式の統一などやるべきことをやってほしい。

(その他)

- ・ 現年課税化に伴い、個人住民税の申告を義務化するような方策も考えられるか。
- ・ 企業・市町村・納税者の事務負担が少なくなる方法を検討するにあたって、賦課課税又は申告納税のどちらとするか、賦課期日をいつにするかといった点について、確認していく必要がある。
- ・ 現行制度下では、所得税と比較して扶養控除等の金額に差異があるが、地方税には「会費的要素」が含まれていることを踏まえる必要。

- ・ 現年課税化だけを考えれば、例えば「地方所得税」として所得税の付加税とすることで、年末調整は所得税分の1回で済み、基本的な問題点は解消されると思われるが、地方自治の観点から許容されないか。
- ・ 例えば外国人の方が12月に帰国した場合、納税管理人を置く等の対応を行わないことで、個人住民税が徴収できない場合がある。こうした事例に対し、所得の発生時点で源泉徴収できれば、一定の解決は図られるか。
- ・ 個人住民税は市町村にとって基幹税であり、賦課～徴収が漏れなく行われる必要がある。外国人の短期労働者等が増加しており、どの程度存在するかということは、今後の検討において論点となるのではないか。
- ・ 企業側としては、所得税との間で人的控除の額が異なっていると、税額計算を2本同時に走らせる必要がある。そこが一本化されれば事務が簡素化されると思われるが、課税自主権等を踏まえる必要がある。
- ・ 住民税の現年課税化に当たっては、賦課期日(現行：1月1日)のあり方を含め、どのようなメリットがあるかについて考えるべきでないか。
- ・ 外国人への課税について、源泉徴収できる方が良いとも考えられるが、賦課期日(1月1日)時点で出国した人をどうするかという点は別問題として考える必要があり、現年課税化により源泉徴収としたところで、完全な解決策とはならないか。(出国者への課税のあり方については、様々な観点から考える必要がある。)
- ・ 自治体の収入と支出に市民が関心を持っていくためにも申告納税方式を導入し、納税者意識を、個人住民税についても育てていくことが必要だと思う。
- ・ 特別徴収の前提が崩れてきている中で、所得税方式でもなく、市町村精算方式でもなく、付加税のような形で、市町村でもなく、事業者でもなく、納税者自身が還付手続をするという選択肢も議論していったよいのではないか。

3 今後の検討について

本検討会においては、これまでの個人住民税の現年課税化についての議論を振り返るとともに、各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況なども踏まえながら、個人住民税の現年課税化に向けた課題についての議論を行った。

日本経済団体連合会や日本商工会議所からは、現行の仕組みで致命的な問題が生じていない中であえて現年課税化する必要はなく、なぜ現年課税化が必要なのか納税者や企業の納得を得るよう、丁寧に説明する必要があるとのことであった。さらに、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業や自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更であり企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対、といった意見が出された。

また、構成員からは、所得税方式や市町村精算方式を導入した場合に企業や市町村において追加となる事務負担を具体的に確認していく必要があるのではないかと、働き方の多様化を踏まえた公平性の観点から現年課税化により公平性を担保できるのではないかと、など引き続き検討が必要な論点についての指摘も多く出された。さらに、本検討会で取り上げた各企業における源泉徴収や年末調整に係る対応状況については、企業側として、現行の仕組みで致命的な問題が発生していない以上、現年課税化することによって現状以上の負担を求められることは厳しいというものであった。

この他、外国人労働者の増加等に伴い、賦課期日である1月1日後に出国した場合の課税の適正化についても指摘されているところであり、このような外国人労働者の増加等を背景として、個人住民税の現年課税化について検討を求める意見も出された。

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を引き続き模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。また、今後は働き方の多様化を踏まえた公平性の観点や出国者への課税の観点からも、中長期的な視点で検討を深めていく必要がある。

(参考)

個人住民税の
現年課税化に関する資料

個人住民税における現年課税化について

自治税務局市町村税課

目 次

1. これまでの検討状況	2
2. 令和6年度における検討スケジュール	16

1. これまでの検討状況

2

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過①

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度、予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過②

- 平成29年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度 ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度 ・ 市町村精算方式
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度 ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度 ・ 過去の議論を踏まえた検討
- 令和4年度 ・ 切替年度における税負担に係る課題
・ 現年課税化に係るデジタル化の状況
- 令和5年度 ・ 国税における税務手続のデジタル化の検討状況
・ eLTAXを活用した電子申告等と国税地方税の情報連携
・ フランスにおける所得税の現年課税化(2019年)

4

現年課税化に係る個人住民税検討会報告書(3ヶ年分抜粋)

【令和3年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考えられる。

【令和4年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理を踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

【令和5年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(給与所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月～5月)

確定申告情報や給与支払報告書情報等を
氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等
を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を
他分野で活用

給与所得者のN年1月1日住所地市町村

税 務 署

①年末調整(N-1年分所得)
・(N-1年)源泉徴収票
・税額精算
・下記申告書
→ ただし、省令上、企業は申告書を
7年間保管するのみであり、税務
署へは提出しない。
※1月末まで

②扶養親族等申告書
(N年1月1日時点の住所・扶
養親族等の情報)
※当該年の最初の給与支
払日まで
→ ただし、省令上、企業は申告
書を7年間保管するのみであり、
市町村へは提出しない。
③給与支払報告書
(N-1年中に支払った支払
総額) ※1月末まで

情報連携

税 務 署

⑤特別徴収税額通知
(特徴義務者用・
納税義務者用)
※5月末まで

⑥従業員の特別徴収税額
を納付
※6月分～翌5月分まで

企 業 等

企 業 等

①年末調整(N-1年分所得)
・扶養控除等(異動)申告書
・基礎控除申告書
・配偶者控除等申告書
・所得金額調整控除申告書
・保険料控除申告書
・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

④確定申告(N-1年分所得)
・医療費控除など年末調整し
きれなかったもの
・税額精算
※3月15日まで

⑤特別徴収税額通知
(納税義務者用)

⑥特別徴収分を差し引い
た給与を支払
※6月分～翌5月分まで

給与所得者

→ : 個人住民税 → : 所得税

6

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(年金所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月～5月)

確定申告情報や年金支払報告書情報等を
氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等
を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を
他分野で活用

年金所得者のN年1月1日住所地市町村

税 務 署

①年末調整(N-1年分所得)
・(N-1年)源泉徴収票
・税額精算
・下記申告書
→ ただし、省令上、企業は申告書を
7年間保管するのみであり、税
務署へは提出しない。
※1月末まで

②扶養親族等申告書
(N年1月1日時点の住所・扶
養親族等の情報)
※当該年の最初の年金支払
日まで
→ ただし、省令上、企業は申告書を
7年間保管するのみであり、市町
村へは提出しない。
③公的年金等支払報告書
(N-1年中に支払った支払総
額) ※1月末まで

情報連携

税 務 署

⑤対象者抽出・
通知(N年4月1日
現在の年金受
給者)
※5月25日まで

⑥特別徴収
税額通知
※6月頃

⑦対象者情報及び
特別徴収税額通知
の送付
※7月末まで

⑧特別徴収税額
を納付
※徴収月の
翌月10日まで

年 金 保 険 者

年 金 保 険 者

①年末調整(N-1年分所得)
・扶養控除等(異動)申告書
・基礎控除申告書
・配偶者控除等申告書
・所得金額調整控除申告書
・保険料控除申告書
・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

④確定申告(N-1年分所得)
・医療費控除など年末調整し
きれなかったもの
・税額精算
※3月15日まで

●公的年金からの特別徴収
・4月・6月・8月分【仮徴収】
→前年度分の年税額の1/2に
相当する額の1/3ずつ徴収
・10月・12月・翌2月分【本徴収】
→年税額から仮徴収分を控除
した額の1/3ずつ徴収

⑧特別徴収分
を差し引いた
年金を支払
※偶数
(月年6回)

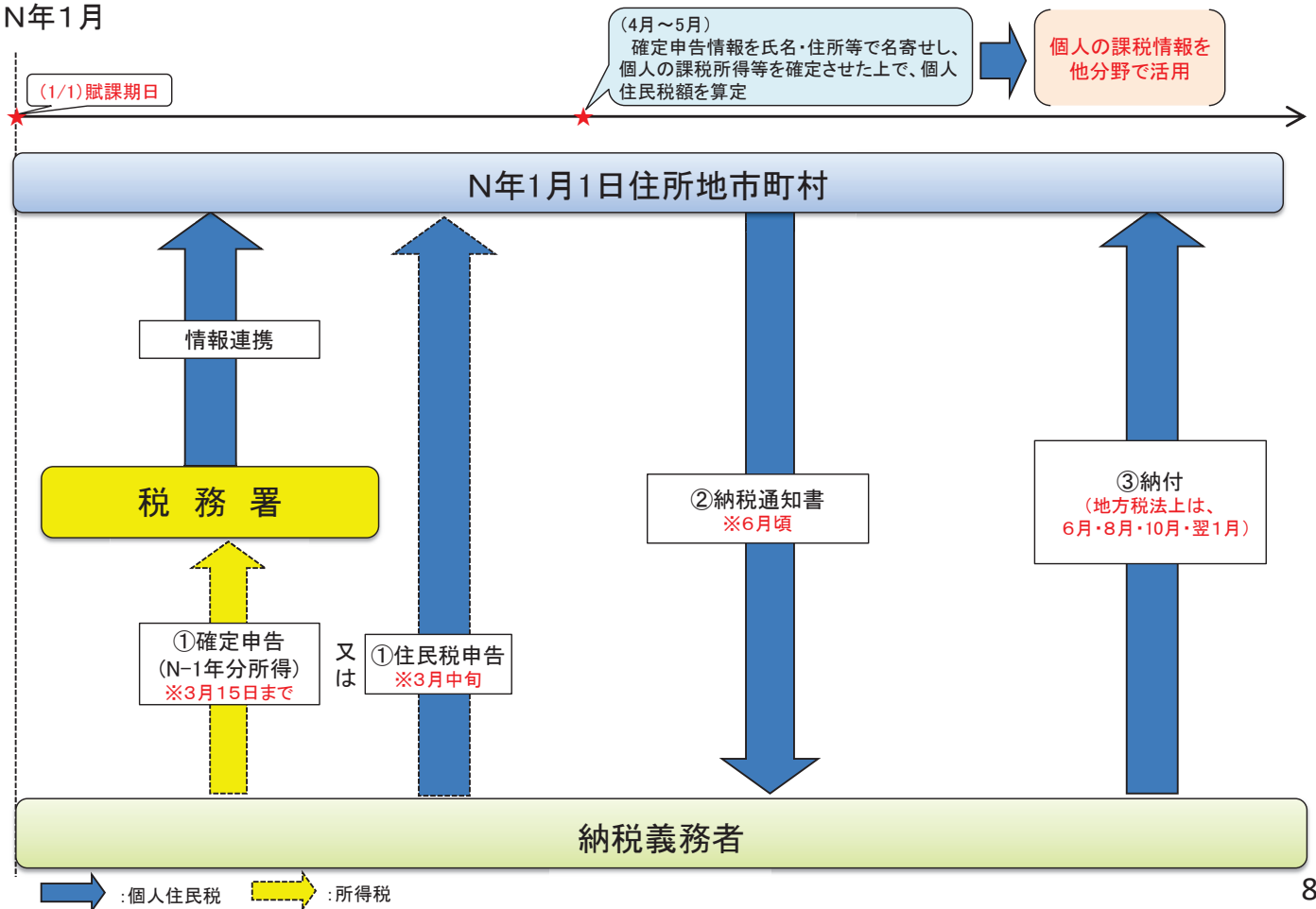
年金所得者(65歳以上)

※65歳未満の年金所得者は、普通徴収又は給与からの特別徴収による

→ : 個人住民税 → : 所得税

【現行制度】 個人住民税の普通徴収の流れ

N年1月

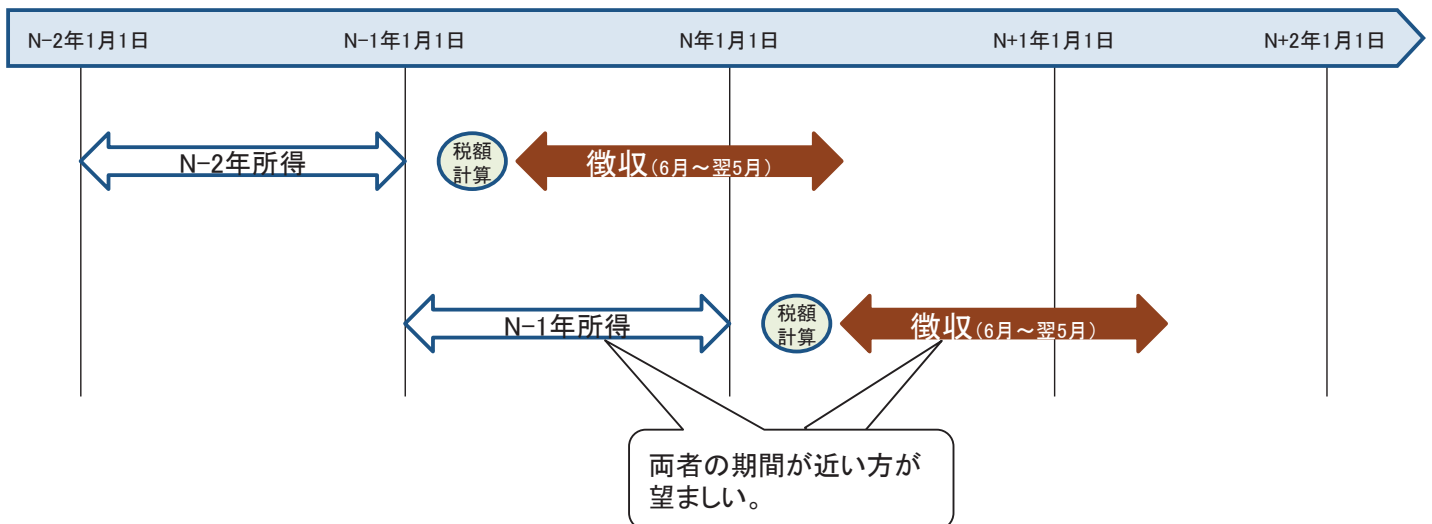


8

令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ①

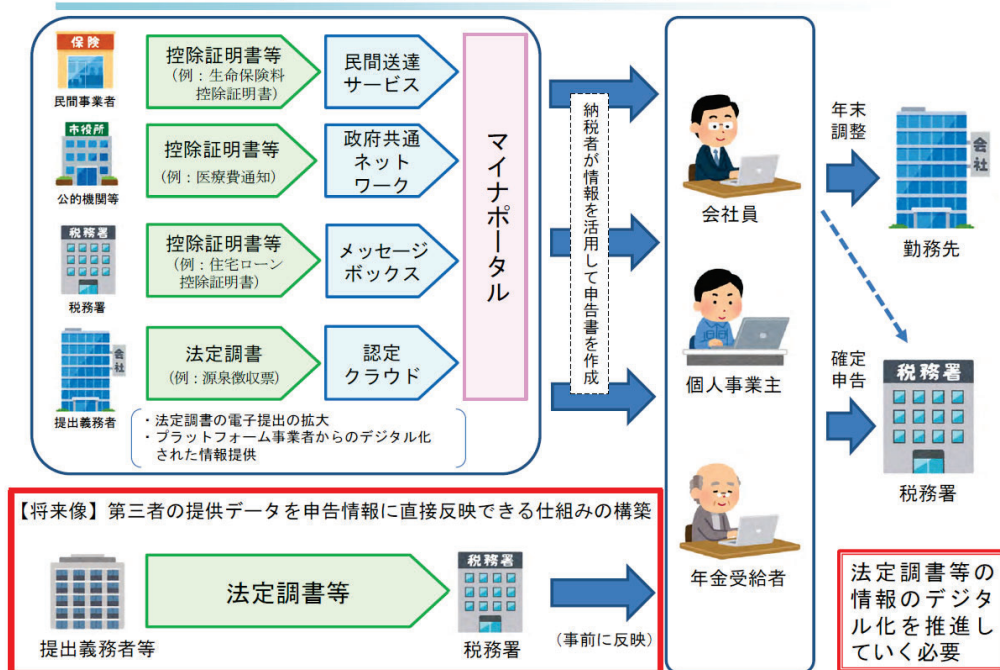
令和5年8月28日
令和5年度第3回検討会資料

- 所得の発生と納税のタイミングは近い方が望ましい。また、その年の所得から算出された税額によりその年に受けた公共サービスを負担をする方が、納税者の納得感も得られるのではないか。



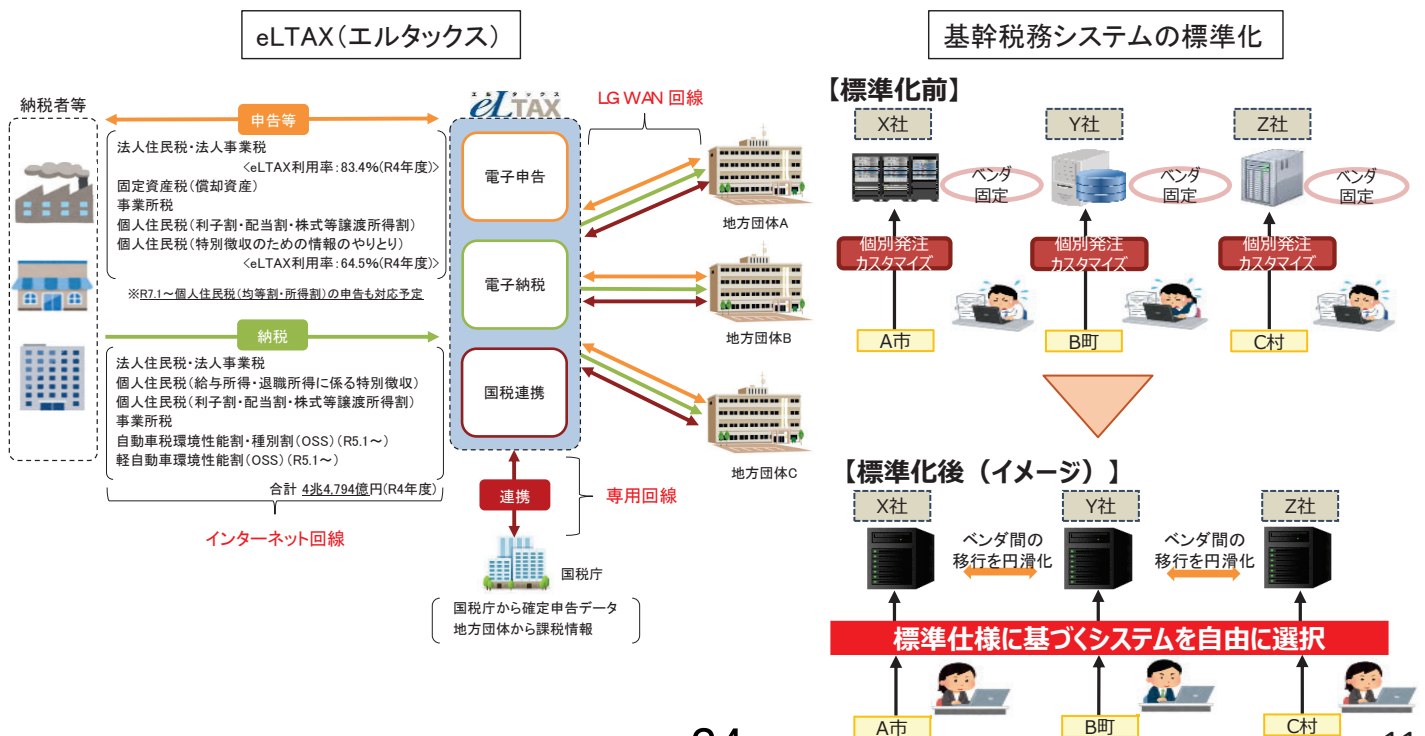
- 国税・地方税とも税務手続のデジタル化が進んでいる。
- 国税庁において、確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を、マイナポータル等を通じて、申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、この仕組みを活用することで地方税においても所得の捕捉の即時化等を進めていける可能性がある。

■政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)
第三者から提供された電子情報の活用



10

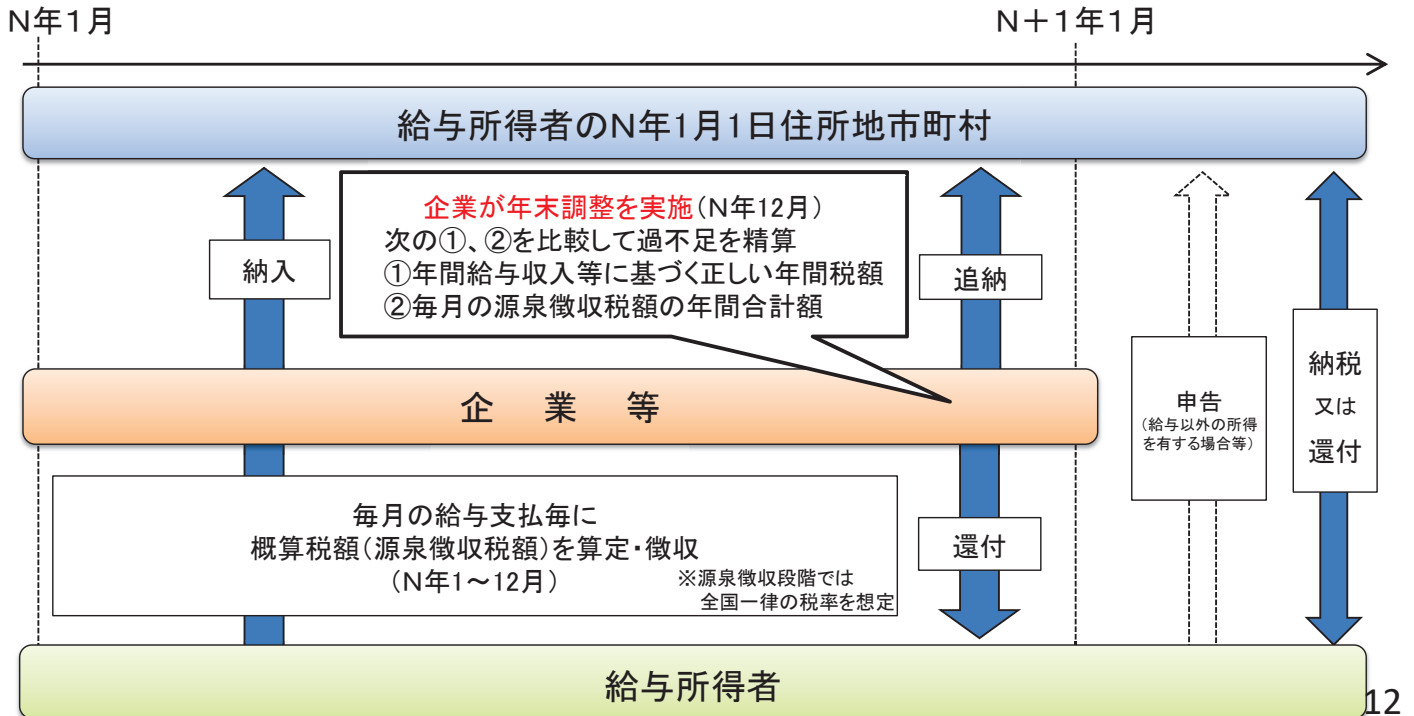
- 令和7年1月からeLTAXを通じた個人住民税の申告が可能になるほか、地方団体の個人住民税に係るシステムも標準化が図られる(令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が目指されている)ことから、デジタル技術を活用した全国統一的な仕組みづくりはしやすくなっているのではないかと。



所得税方式(案)(給与所得者の場合)

これまでの検討会における
検討イメージ

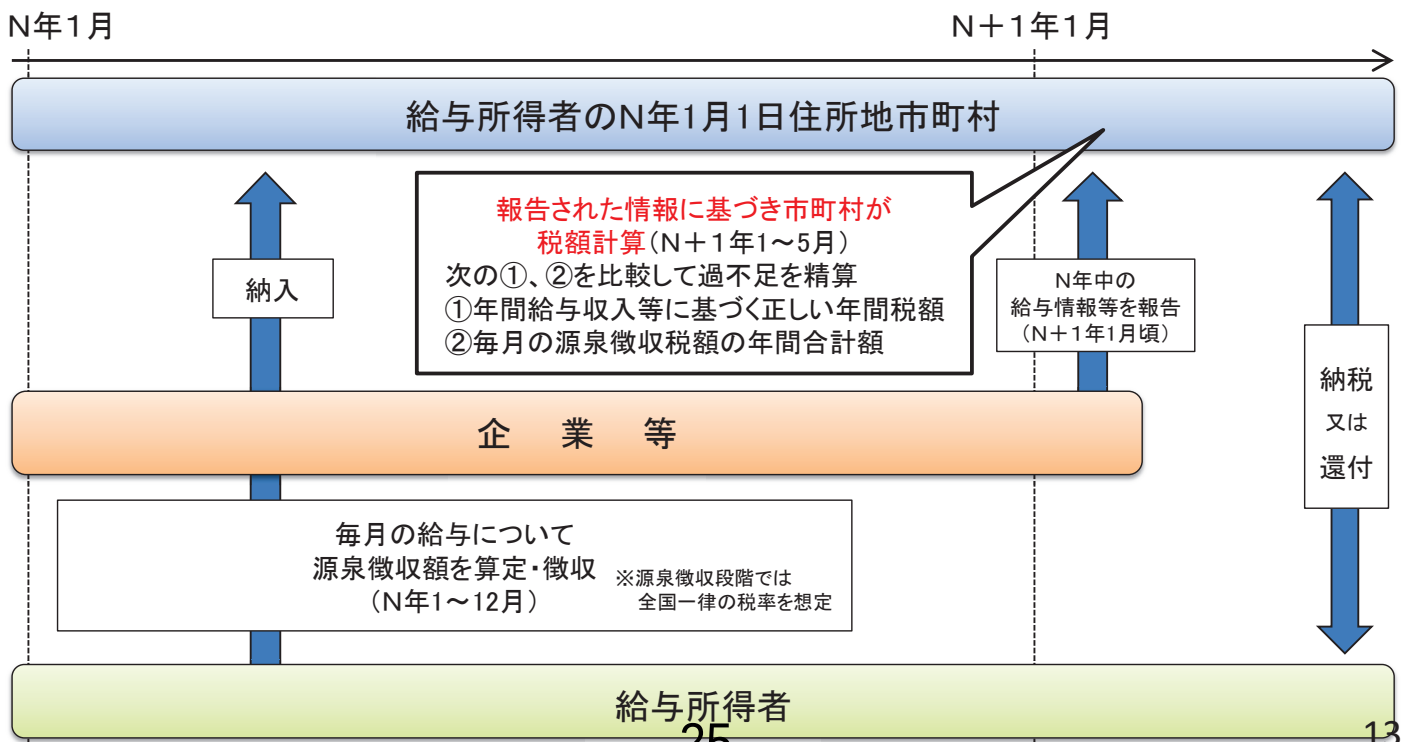
- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

これまでの検討会における
検討イメージ

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



現年課税化についての主な課題①

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
 - ※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないかな。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
 - ※ システム化が進んでいない中小企業等への配慮が必要。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等(※2)で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。＜所得税方式の場合＞
 - ※1 企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞には、この課題は生じない。
 - ※2 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免など。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。
＜所得税方式の場合＞

14

現年課税化についての主な課題②

市町村

- ・ 年税額と源泉住民税額との差が生じるため、市町村において追徴・還付事務が発生。
 - ※ 特に、企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞には、市町村において大量の追徴・還付事務が発生(還付先口座の把握等を含む)。

納税義務者

- ・ 現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要。
 - ※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。
 - ※2 所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

2. 令和6年度における検討スケジュール

16

令和6年度における検討の方向性

令和5年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

第1 個人住民税の現年課税化について

3 今後の検討について

（略）

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。



令和5年度報告書の記載内容を踏まえ、令和6年度は以下の内容について、実情を把握することとしたい。

各企業における所得税及び個人住民税の関連事務について、

◇ 現在どのように運用されているか。

◇ 各企業にとってどの程度の負荷となっているのか。

◇ 個人住民税の現年課税化について、実務上どのような点が課題となり得るか。

第1回（7月30日（火））

- ①個人住民税の現年課税化（これまでの議論の振り返り 等）

第2回（8月26日（月））

- ①個人住民税の現年課税化に係る構成員からの発表
- ②その他

第3回（9月10日（火））

- ①個人住民税の現年課税化（構成員からの意見、検討案などの整理）
- ②その他

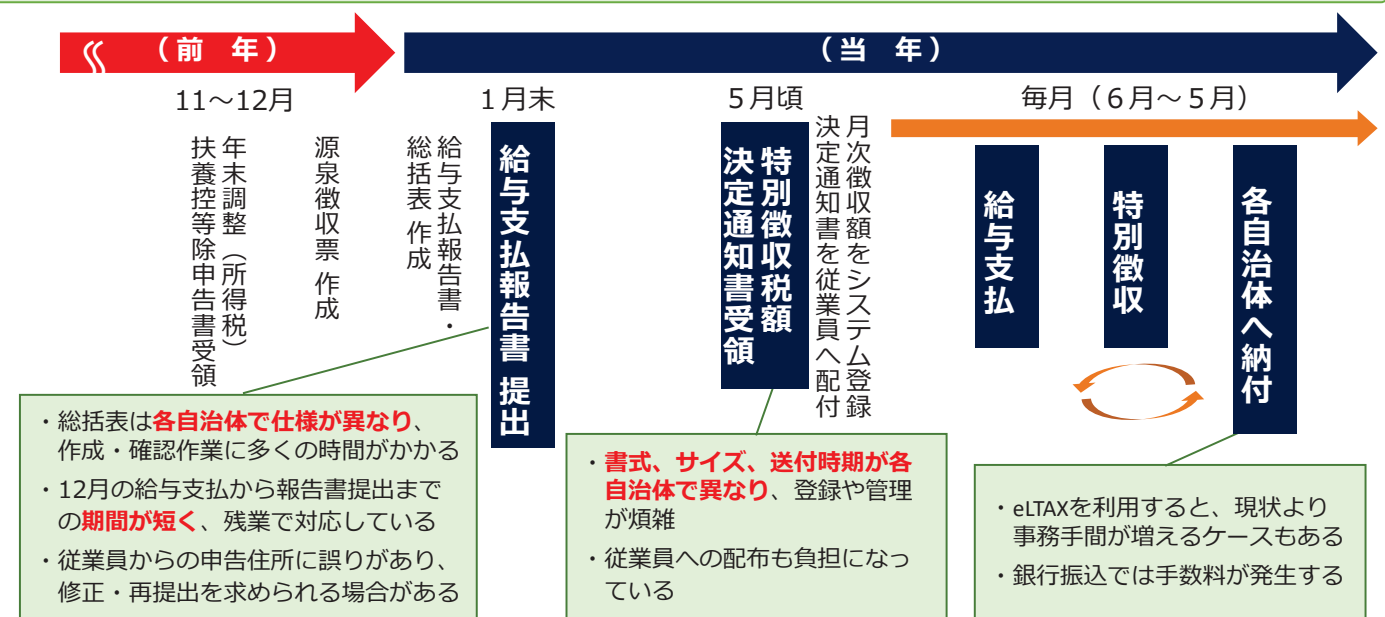
個人住民税の現年課税化について

2024年 8 月26日
日本商工会議所
理事・産業政策第一部長
加藤 正敏

1. 特別徴収事務に係る事業者負担の現状

①

- 事業者は既に負担している特別徴収事務のみでも対応に苦慮しており、現状以上の負担増は受け入れられない

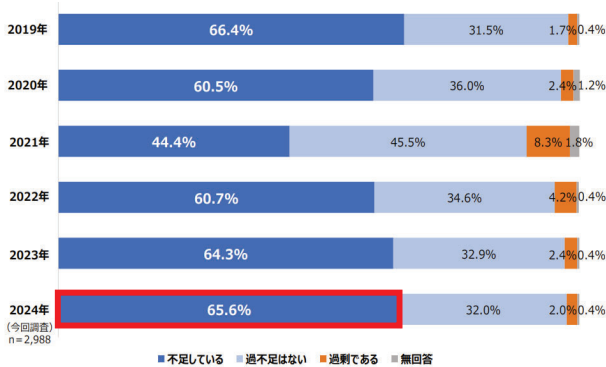


期中の変更	対 応
中途入社	特別徴収切替届出(依頼)書 または 給与所得者異動届出書を提出（翌月10日まで）
退職・休職・死亡など	給与所得者異動届出書を提出（翌月10日まで）

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況（図1）
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている（図2）
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い（図3）

【図1：人手不足の現状】



出典：日商「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」
(2024年2月14日)

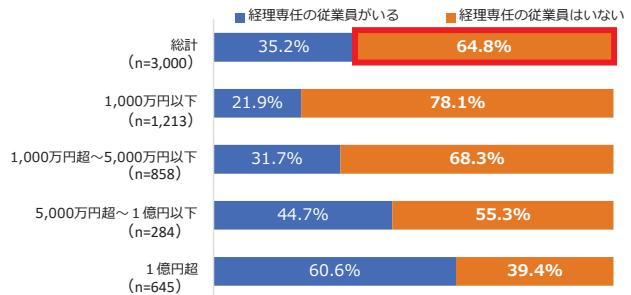
経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】 (n=3,000)



※日商調べ

【図3：経理専任従業員の有無】



※日商調べ

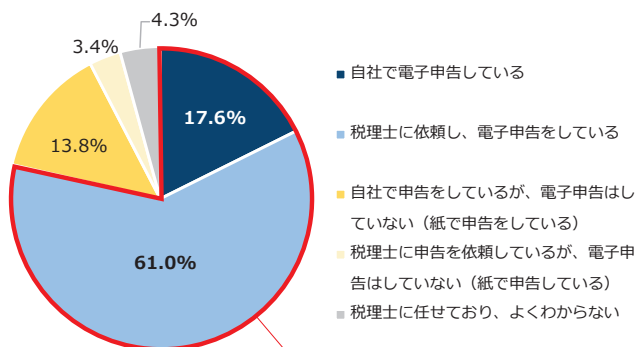
バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 約8割の事業者が電子申告（e-Tax）を利用している（図4）
- そのうち、特に事業規模の小さい事業者においては、約4割が手作業で日々の経理事務を行っており、電子申告（e-Tax）を利用していることをもって、業務の電子化が進んでいるとは言い切れない（図5）

【図4：電子申告（e-Tax）の利用状況】

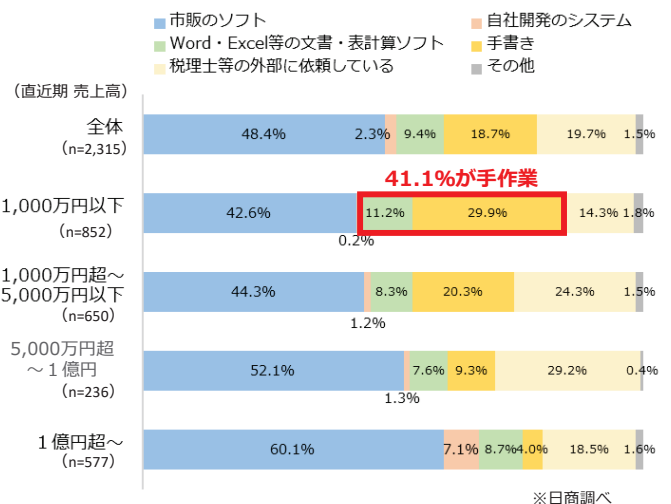
(n=3,089)



※日商調べ

78.6%の事業者が
電子申告（e-Tax）を利用

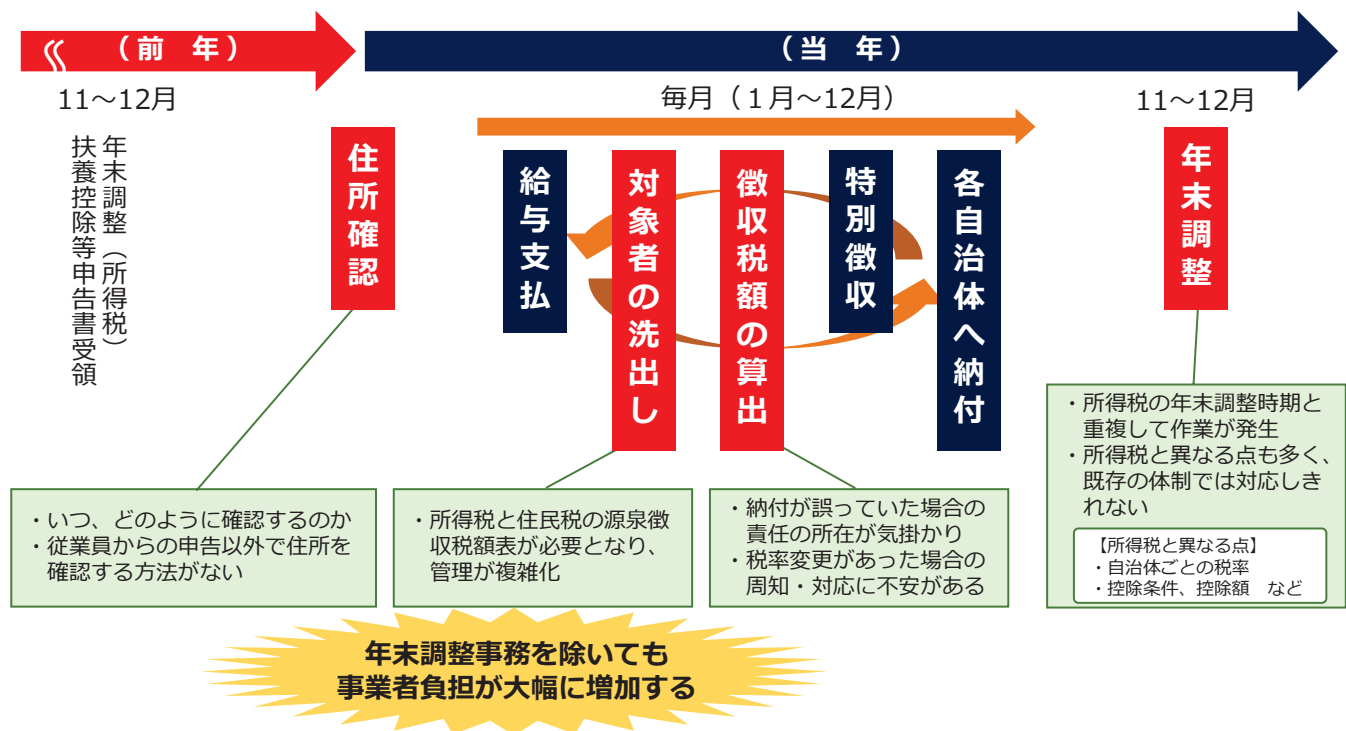
【図5：e-Tax利用者における経理事務の電子化の状況】



※日商調べ

3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担（所得税方式の場合）^④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



4. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の声^⑤

バックオフィス業務の負担に関する事業者の声	業 種	従業員数
これ以上バックオフィスの事務負担が増加すれば、スタッフの増員を検討せざるを得ないが、その人員を営業活動に充てることができれば、収益が増加し、国全体として納税額も増えることに繋がるのではないかと。	卸売業	64名
労働集約型の産業では、従業員の出入りが激しく、現状でも扶養控除等申告書の未提出・誤記が頻発している。1月1日時点の全従業員の住所を正確に把握することは難しい。	タクシー業	230名
300以上の自治体に給与支払報告書を紙媒体で提出している。各自治体の仕様が異なることで、多くの負担を強いられており、まずは仕様を統一してほしい。 また、現状の年末調整業務だけでも、4名のスタッフでそれぞれ30～50時間/月の時間外労働を実施して対応している。これ以上の負担増は受け入れられない。	食品製造業	約1,000名 (グループ含む)
定額減税の実務においても、所得税と住民税で対象や制度設計が異なることで対応に苦慮した。	建設業	14名
バックオフィス業務のデジタル化等に関する事業者の声	業 種	従業員数
国が制度を変えるたびにシステム変更や新システムの導入を強いられている。在庫・発注管理から経理・財務まで一元化出来れば手間は減るかもしれないが、小規模零細企業にとってはシステム導入費用をペイ出来る見込みがない。補助金を活用しても自己負担は発生するため、制度変更の負担は大きい。	卸売業	3名
バックオフィス業務のデジタル化がすべての人に合っているとは言えない。自由に選択できる幅がないといけない。	建設業	7名

5. 現年課税化による効果

- 過年度の個人住民税検討会報告書では、下記のとおり現年課税化の目的が記載されているが、現年課税化によりメリットを享受する納税者は限定的であり、ニーズは少ないと推察される

平成18年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

- ・ 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- ・ 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- ・ 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。

令和3年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

- ・ 定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなる。
- ・ 働き方の多様化が進んでおり、（中略）毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功序列型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。
- ・ 1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができない。

現年課税化による効果

- ① 前年に比べて収入が大きく減少した場合の負担感軽減
 - (1) 定年退職翌年や年俸制における減俸時等のケース
 - (2) コロナ禍等による急激な所得減少のケース
- ② 徴収漏れへの対応

6. 商工会議所の考え方

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままで個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和6年度税制改正に関する意見」（2023年9月）抄

● 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。（略）現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。（略）個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

● 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること（以下、略）

個人住民税の現年課税化について

自治税務局市町村税課

目 次

1. これまでの説明事項の振り返り等	2
2. 第1回及び第2回検討会における構成員からの主な意見等	18

1. これまでの説明事項の振り返り等

2

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」
(令和5年6月)(抄)

2. 個人所得課税の課題

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

(前略)

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

個人住民税を現年所得課税とすることの意義については、以下のような点が挙げられる。

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることで、前年より所得が減少した者の負担感が減少する(働き方の多様化なども念頭)。
※ ただし、退職所得、利子、一定の上場株式等の配当や源泉徴収口座内譲渡所得等については、個人住民税においても現年課税が行われている。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。

※ 政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月・抄)

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

4

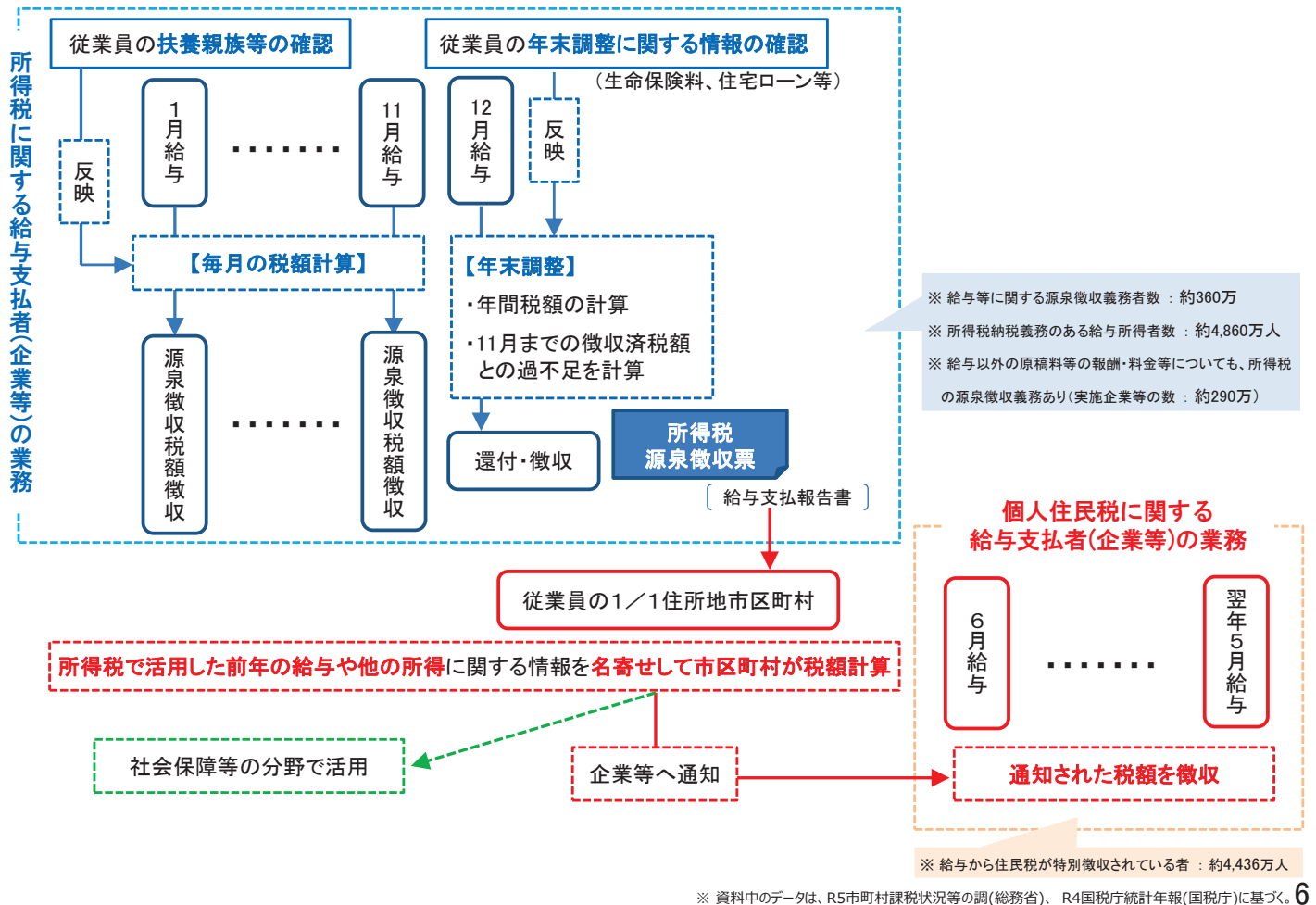
個人住民税を前年所得課税としている理由

所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい一方、

- 所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。このため、個人住民税において、所得税の課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られる
- 給与支払者(特別徴収義務者)においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる

ことから、個人住民税については、前年所得に対し課税する仕組みとしてきたものと考えられる。

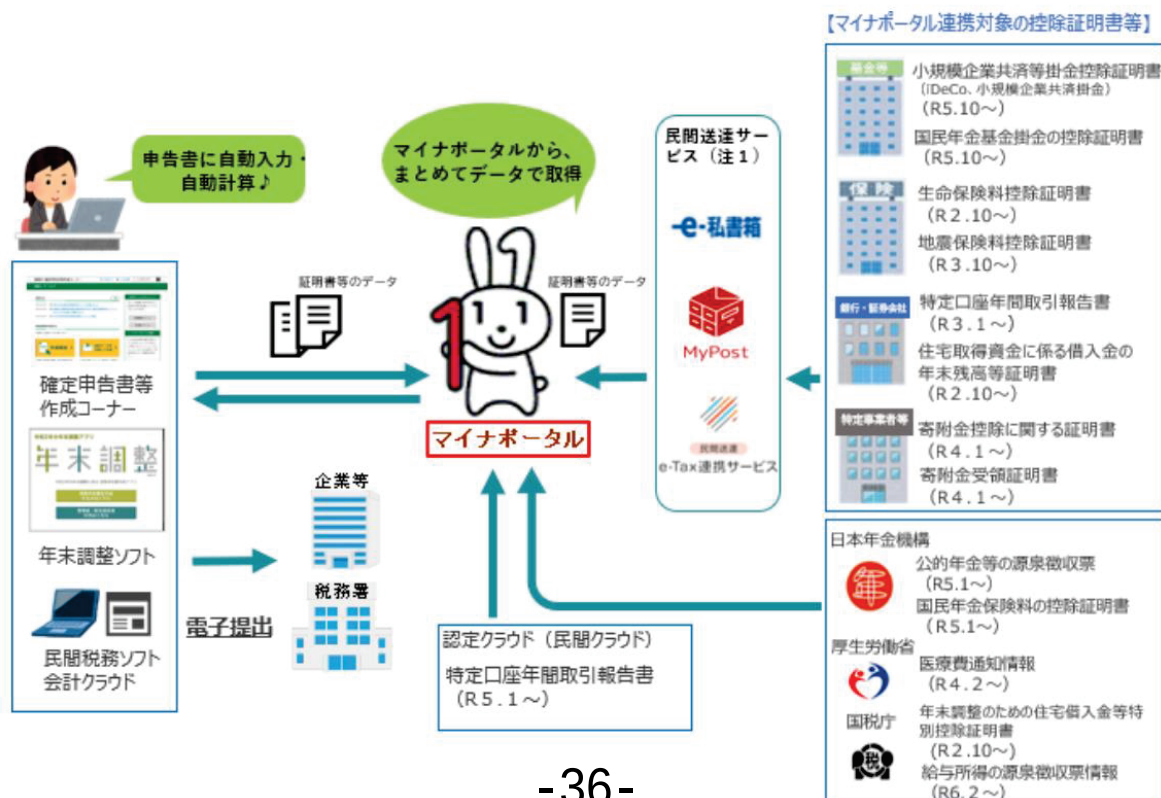
所得税・個人住民税の課税・徴収業務の概要（給与所得者の場合）



【参考】マイナポータル連携（国税庁資料より）

○ 年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能。

「マイナポータル連携の全体図」



【参考】申告手続の利便性向上(国税庁資料より)

- 国税庁では、確定申告に必要なデータを、マイナポータル等を通じて申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、当該仕組みを活用することで、所得情報の把握や税額決定をリアルタイムで行える可能性。

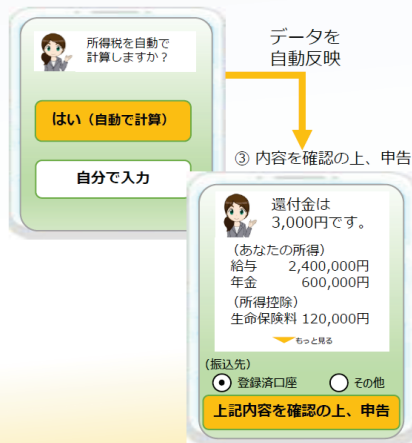
給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

Ⅱ 納税者の利便性の向上

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



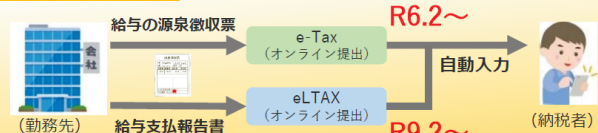
2 現状



自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1～)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1～予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2～予定)	給与所得の源泉徴収票		

3 給与情報の自動入力の実現

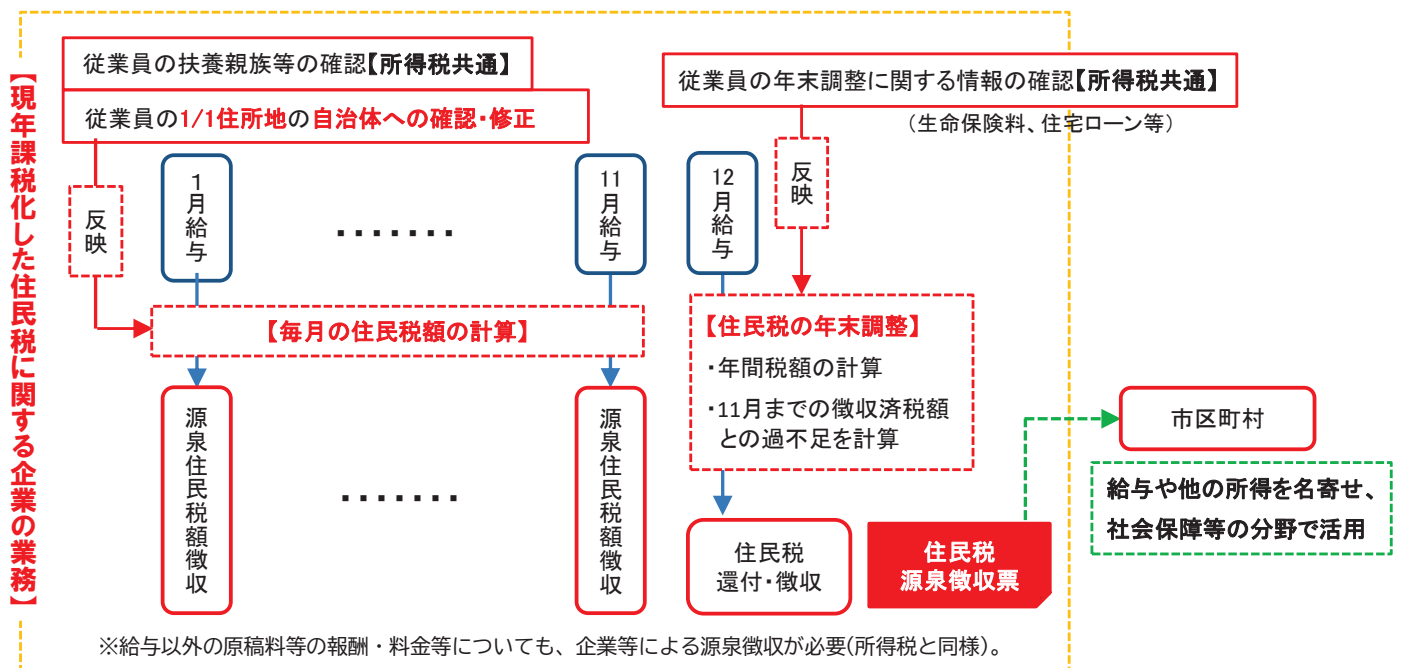


(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国(国税当局)に連携される(令和5年度税制改正)

8

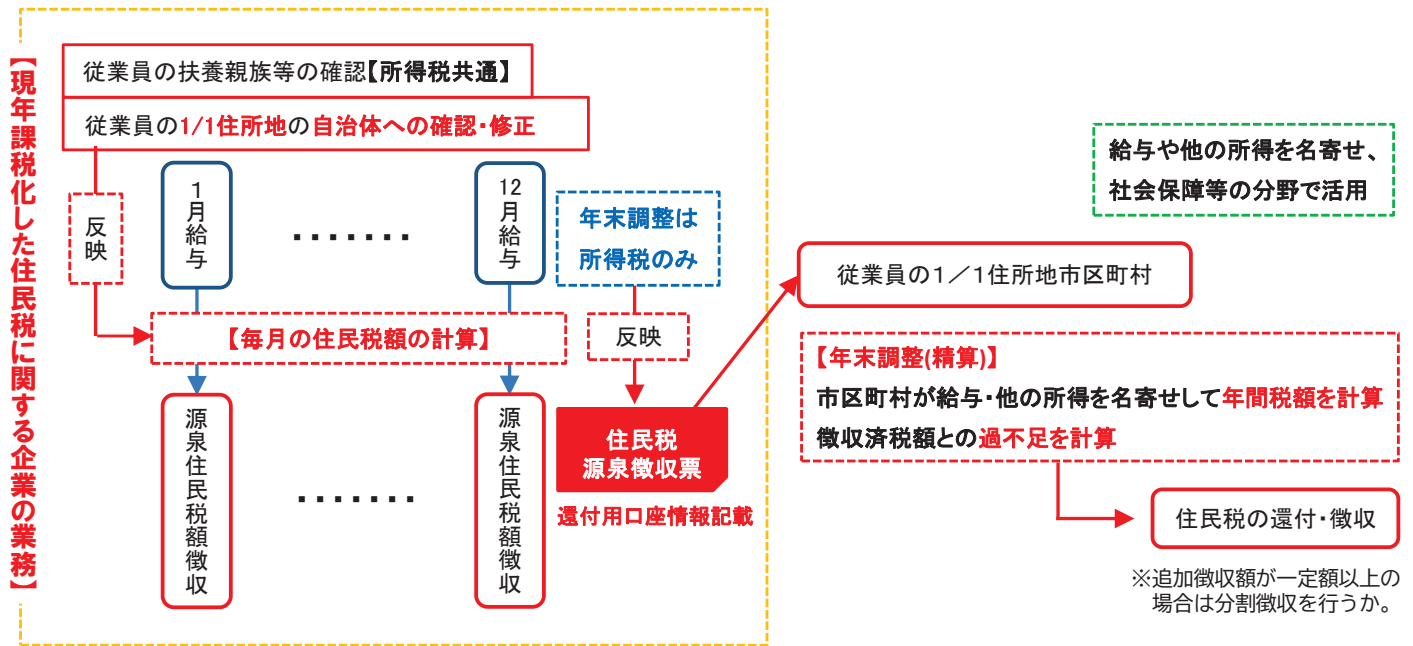
第1回検討会資料をベースに作成

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(所得税方式)



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整
所得税方式	企業	企業	企業	企業
現行	市区町村	市区町村	企業	—

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(市町村精算方式)



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整(精算)
市町村精算方式	企業	企業	企業	市区町村
現行	市区町村	市区町村	企業	—

※現行制度での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応。「市町村精算方式」では大量の還付が発生する見込み。

10

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点①

第1回検討会資料を加工

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。

※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないかな。

- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を算定する事務が生じる。

※ システム化が進んでいない中小企業等への配慮が必要。

- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等(※2)で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。＜所得税方式の場合＞

※1 企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞には、この課題は生じない。

※2 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免など。

- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

＜所得税方式の場合＞

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点②

市町村

- ・ 現行制度下での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応にとどまるが、企業が年末調整を行わない市町村精算方式の場合>は、年税額と源泉住民税額との差が生じるため、**市町村において大量の追徴・還付事務が発生（還付先口座の把握等を含む）。**
- ・ 住民税年間税額の算定は、**現行の前年所得課税と同じ業務フローとなることを想定すると、還付等は翌年6月以降になる**と考えられる。所得税の年末調整による還付が年内12月であることと比べて、**「遅い」との批判を招く可能性。**<市町村精算方式の場合>

納税義務者

- ・ **現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要。**
- ※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。
- ※2 所得税においては、賦課課税方式（前年所得課税）をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

12

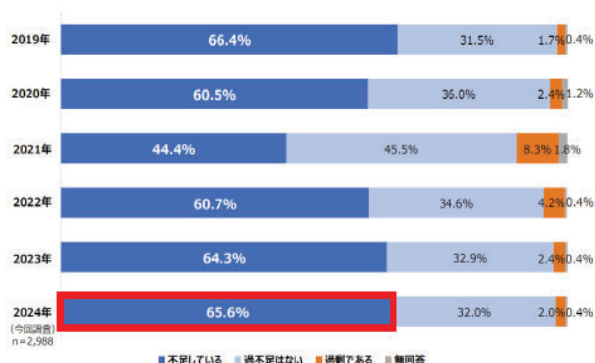
第2回検討会
日本商工会議所資料

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

②

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況（図1）
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている（図2）
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い（図3）

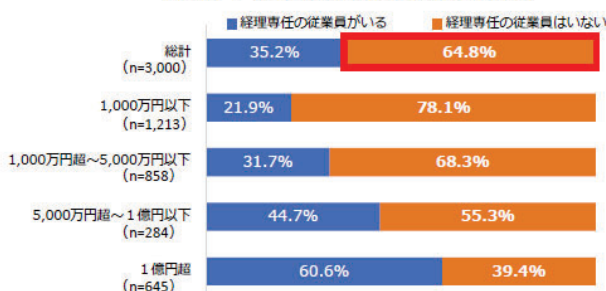
【図1：人手不足の現状】

出典：日商「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」
(2024年2月14日)経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】（n=3,000）

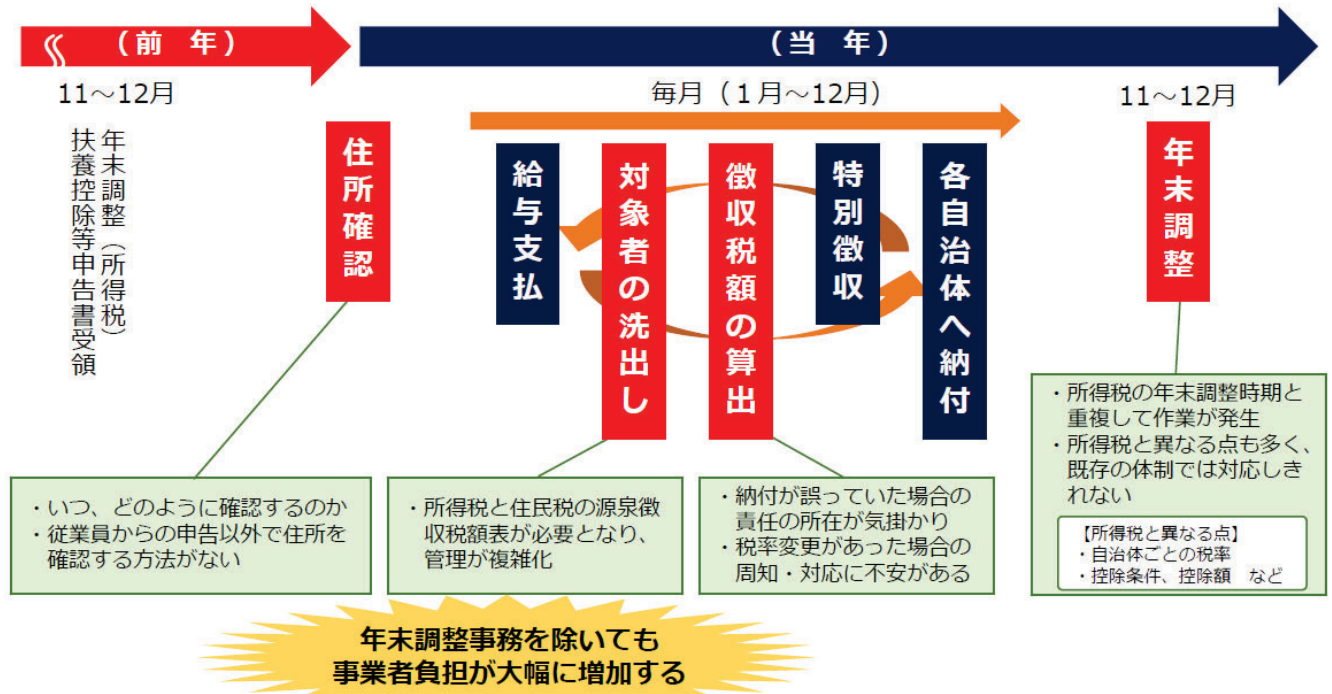


【図3：経理専任従業員の有無】

バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担 (所得税方式の場合) ④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



14

6. 商工会議所の考え方 ⑦

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままの個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和 6 年度税制改正に関する意見」(2023年 9 月) 抄

● 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の 1 月 1 日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。(略) 現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。(略) 個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体での D X 化・納税環境整備が不可欠である。

● 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること (以下、略)

令和7年度税制改正に関する意見(令和6年9月)(抜粋)

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

(前略) 特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。(後略)

16

個人住民税の現年課税化に対する経団連の受け止め

第2回検討会における
経団連のご説明をベースに作成

- いくつかの加盟企業に意見を聞いてみたところ、現行の仕組みで致命的な問題が生じていない中で、あえて現年課税化する必要はないとの意見がほとんどであった。
- なぜ現年課税化が必要なのか、納税者や企業の納得を得るよう、丁寧に説明する必要がある。
- 現年課税方式とした場合、以下のとおり企業の実務負担の著しい増加が予想される。
 - (1) 企業が自ら税額の計算を行う必要がある(現行制度では自治体が計算し、企業に通知した税額を徴収すればよい)。
 - (2) 納税団体(従業員の1／1住所地)の確定を企業が行う必要がある(現行制度では1／1住所地の最終的な確認は自治体が行っている)。
- 超過課税など自治体独自の課税が行われているケースがあり、それらを加味して源泉徴収することは困難。
- どうしても現年課税を行うのであれば、住民税を所得税の付加税とすることも考えられないか。

2. 第1回及び第2回検討会における 構成員からの主な意見等

18

第1回検討会における構成員からの主な意見等

項目	主な意見等
①意義	○ 現行制度(前年所得課税)は事務負担の面で考えると、非常に良くできた制度。一方、現年課税化により、所得の発生と納税のタイミングを近づけることは良いが、事務負担の面でハードルが高いか。 ○ 現年課税化の結果、企業と自治体の双方に(実務的にも)メリットが出るような方向で制度設計する必要があるか。
②課題	<全般> ○ 個人住民税で用いる所得情報は、福祉の給付、介護保険料、高額療養費など、他の分野でも使用される。そのため、現年課税化した場合も、どこかの時点で所得を確定させ、市町村の事務に使用できる状態とする必要がある。また、個人住民税のみを現年課税化する場合、国民保険料や介護保険料等については、現行どおり、前年所得課税のまま保険料を賦課していくのかという点も考える必要があるか。 ○ eLTAX上でまとめて申告納付できる仕組みはあるが、現年課税化に当たって、事務の簡素化の観点で「ワンストップ」で完結するような仕組みとなれば良いが、難しいか。 ○ 今後eLTAXがさらに進んだ場合、残る課題はどのようなものとなるか。 <所得税方式・市町村精算方式に関して> ○ 所得税方式や市町村精算方式を導入した場合、どの程度の事務負担になるかということを具体的に確認していく必要がある。市町村の事務負担について、還付や追加納税等の負担増が想定されるが、その点についてもどの程度ボリュームがあるか(eLTAXを含め、システムによる対応可否についても確認していく必要)。 ○ 所得税方式の場合、現状以上に企業に事務負担が生じることとなり、厳しいか。 ○ 所得税方式の場合、自治体ごとに均等割の非課税限度額や標準税率が異なる中、精算において、企業側に大きな事務負担が生じないか。 ○ 市町村精算方式の場合、追徴に係る事務負担は重くなると考えられるため、基本的に精算時は「還付」する形とすべきでないか。 ○ 還付に当たって、マイナンバーを通じて公金受取口座の紐付け・把握を行うことが必要か。 ○ 還付に際しては通知が必要。市町村精算方式の場合、自治体における還付事務は相当の負担となるのではないか。

第1回検討会における構成員からの主な意見等(続き)

項目	主な意見等
③その他	○ 企業・市町村・納税者の事務負担が少なくなる方法を検討するにあたって、賦課課税又は申告納税のどちらとするか、賦課期日をいつにするか、個人住民税の申告を義務化するような方策も考えられるかといった点について、確認していく必要がある。 ○ 現行制度下では、所得税と比較して扶養控除等の金額に差異があるが、地方税には、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという「地域社会の会費的性格」が含まれていることを踏まえる必要。 ○ 現年課税化だけを考えれば、例えば「地方所得税」として所得税の付加税とすることで、年末調整は所得税分の1回で済み、基本的な問題点は解消されると思われるが、地方自治の観点から許容されないか。 ○ 例えば外国人の方が12月に帰国した場合、納税管理人を置く等の対応を行わないことで、個人住民税が徴収できない場合がある。こうした事例に対し、所得の発生時点で源泉徴収できれば、一定の解決は図られるか。 ○ 個人住民税は市町村にとって基幹税であり、賦課～徴収が漏れなく行われる必要がある。外国人の短期労働者等が増加しており、どの程度存在するかということは、今後の検討において論点となるのではないか。

20

第2回検討会における構成員からの主な意見等

項目	主な意見等
①意義	○ 多様な人の動きがある中、現年課税化により公平性を担保できるのではないか。 ○ 現年課税化の意義として、働き方の多様化を踏まえた公平性の観点や、外国人への課税の観点などが挙げられるか。
②課題	<全般> ○ 個人住民税の現年課税化については、地方税としての特質を残しつつ、所得税と合わせて簡素化していく方向で考えるべきでないか。 ○ 企業等の事務負担を軽減する観点から、給与支払報告書の総括表や特別徴収税額通知書の様式を統一すべきでないか。 ○ 地方税法第294条に基づき、住民票のあるところ又は居所で課税するため、引き続き居所の把握が必要となるケースがある。そうした点も課題となるか。 <企業側の事務負担に関して> (配布資料に基づく説明に加えて) ○ 企業においては、既に所得税の源泉徴収が相当のコストとなっており、そのうえ多様な地方税の事務負担が重なることとなる。事業者側にもメリットが感じられるように進めていく必要。 ○ 年初における住所の把握を企業が行うことについて、大きな懸念がある。 ○ 現年課税化に当たって、移行年の1月～5月分の徴収の取扱いをどうするか。また、移行に当たっては全ての自治体に足並みを揃えてもらう必要があるか。 ○ 年末調整時に、自治体ごとに異なる税率等の情報をシステムに取り込んで計算するとなると厳しい。 ○ 将来的には、(特別徴収を廃止し)マイナポータルに登録された公金受取口座を通じて自動引落しできるような形になれば、非常に簡素化されるのではないか。 ○ 企業側としては、なるべくバックオフィス業務を削減する方向。

第2回検討会における構成員からの主な意見等(続き)

項目	主な意見等
③その他	○ 企業側としては、所得税との間で人的控除の額が異なっていると、税額計算を2本同時に走らせる必要がある。そこが一本化されれば事務が簡素化されると思われるが、課税自主権等を踏まえる必要がある。 ○ 住民税の現年課税化に当たっては、賦課期日(現行：1月1日)のあり方を含め、どのようなメリットがあるか考えるべきでないか。 ○ 外国人への課税について、源泉徴収できる方が良いとも考えられるが、賦課期日(1月1日)時点で出国した人をどうするかという点は別問題として考える必要があり、現年課税化により源泉徴収としたところで、完全な解決策とはならないか。出国者への課税のあり方については、様々な観点から考える必要がある。

